

事業主のみなさまへ

安心の積み立て
さらに、働きがいのある職場づくりに

特定退職金共済制度

ご加入・増口のおすすめ



退職金を計画的に準備できます。
従業員の勤労意欲の向上が図れます。
優秀な人材の安定確保に寄与します。
福利厚生は、まず「退職金制度」の確立から。



「賃金の支払の確保等に関する法律」(昭和51年法律第34号)に基づき、昭和52年4月1日より、事業主は退職金の支払いのための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この制度に加入した事業所は退職金の保全措置がなされているものとみなされます。

一般財団法人 東京金属事業厚生会

<http://tokyokinzoku-kouseikai.or.jp>

CP2018-0243

特定退職金共済制度「東京金属事業厚生会」は、退職金共済事業を通じて、金属事業業界で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては業界の振興と発展に寄与することを目的とし、昭和46年4月27日に国税庁の認可を受けて設立された長い歴史と実績のある法人です。

制度の特色

1 掛金は全額損金または必要経費

- ・法人の場合(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条)
法人が負担した掛金は、全額損金に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。
- ・個人事業主の場合(所得税法施行令第64条)
個人事業主が負担した掛金は、全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。
※記載の内容は、平成31年2月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

2 労務対策としても好適

- ・退職金確保により従業員の勤労意欲の向上が図れます。
- ・従業員の確保と定着化を図り、企業経営の発展に役立ちます。
- ・毎月掛金を支払うだけで将来必要な退職金を計画的に準備できます。

3 国の制度(中小企業退職金共済制度)との重複加入も可能

現在、中小企業退職金共済制度に加入されている方も重複加入が可能です。
ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません。

4 通算制度の利用でまとまった退職金を受け取ることができます

通算制度では、退職金が引継がれるだけでなく、加入期間に応じた退職所得控除期間も引継がれますので、この制度の利用により退職金と退職所得控除額はセットで従来より大きくなります。
会員事業所間において転職した場合には、掛金納付月額を通算ができます。

制度の取扱い

加入資格

- ▶ 加入できる事業主 [共済契約者]
金属事業業界の事業主であれば、共済契約を締結し、従業員を加入させることができます。
- ▶ 加入できる従業員 [被共済者]
加入できる従業員は、満15歳以上満80歳未満にかぎります。
- ▶ 加入できない従業員
事業主、役員(ただし、使用人兼務役員は加入できます)、もしくは事業主と生計を一にする親族の方、また、現に他の特定退職金共済団体の共済契約の被共済者である方は、この制度に加入できません。
※使用人兼務役員であるか否かの判定は、関与税理士に相談してください。
- ▶ 加入する時は [任意包括加入]
この制度への加入は事業主の任意ですが、加入する場合には、対象の全従業員を加入させなければなりません。
なお、期間を定めて雇用される方、季節的業務に雇用される方、試用期間中の方、常時勤務に服することを要しない方、パートタイマー、休職中の方などは加入させなくても差し支えありません。

掛金と加入口数

掛金

1口につき、月額500円です。
※掛金には1口あたり4.6%(23円)の制度運営事務費が含まれています。

加入口数

1人当たり月額1,000円(2口)から30,000円(60口)です。

負担

掛金は、全額事業主負担です。

月額

申し出により増口することができます。

加入(増口)手続き

	提出書類	加入時期	送付期限日	掛金払込日	書類提出先
加入	加入員登録申込書 ※	毎月1日 (末日までの 申込は翌月 1日加入)	加入時期の 前月末日	口座振替の場合 加入月翌月3日 厚生会へ送金の場合 加入月末日	東京金属事業厚生会
増口	月額変更(増口)申請書				

※本制度に新規加入される事業所は別途下記①～④が必要となります。

①退職金共済契約申込書 ②印鑑票 ③申込金 ④口座振替希望の場合のみ預金口座振替申込書

給付金の請求・給付額

加入従業員が退職・死亡した場合は、当会備え付けの書類で請求してください。

1 退職一時金

掛金納入期間1ヶ月以上の加入従業員が死亡以外の事由で退職されたとき、または満80歳になられたときに加入従業員に支払われます。

2 遺族一時金

掛金納入期間1ヶ月以上の加入従業員が死亡されたときには、遺族に対して支払われます。

※受取人は被共済者(加入従業員)です。税法上事業主にはいかなる場合にもお支払いできません。やむを得ず途中で契約を解除した場合でも、退職一時金と同額が加入従業員に支払われます。

【退職一時金額表】

掛金 納入期間	月額掛金					
	1,000円 (2口)	2,500円 (5口)	5,000円 (10口)	10,000円 (20口)	20,000円 (40口)	30,000円 (60口)
年	円	円	円	円	円	円
1	12,000	30,000	60,000	120,000	240,000	360,000
2	24,000	60,000	120,000	240,000	480,000	720,000
3	36,000	90,000	180,000	360,000	720,000	1,080,000
4	48,600	121,500	243,000	486,000	972,000	1,458,000
5	61,400	153,500	307,000	614,000	1,228,000	1,842,000
6	74,200	185,500	371,000	742,000	1,484,000	2,226,000
7	87,200	218,000	436,000	872,000	1,744,000	2,616,000
8	100,400	251,000	502,000	1,004,000	2,008,000	3,012,000
9	113,800	284,500	569,000	1,138,000	2,276,000	3,414,000
10	127,400	318,500	637,000	1,274,000	2,548,000	3,822,000
15	197,400	493,500	987,000	1,974,000	3,948,000	5,922,000
20	272,400	681,000	1,362,000	2,724,000	5,448,000	8,172,000
25	351,600	879,000	1,758,000	3,516,000	7,032,000	10,548,000
30	436,200	1,090,500	2,181,000	4,362,000	8,724,000	13,086,000
35	526,200	1,315,500	2,631,000	5,262,000	10,524,000	15,786,000
40	622,000	1,555,000	3,110,000	6,220,000	12,440,000	18,660,000
45	723,800	1,809,500	3,619,000	7,238,000	14,476,000	21,714,000
50	832,200	2,080,500	4,161,000	8,322,000	16,644,000	24,966,000

(注)・給付金額は、東京金属事業厚生会特定退職金共済制度規約に基づくものですが、経済変動等により、将来改定されることがあります。

・1年未満の端数月のある場合は、月割りの額が支払われます。

・死亡退職時には、上記退職一時金額表と同額の給付金をご遺族に支払われます。

ご参考▶▶ 税法上の取扱い

(記載内容は、平成31年2月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。)

給付の種類	取扱内容
退職一時金	退職所得となります。 退職所得の金額 = (退職金総額 - 退職所得控除額) × 1/2 ※退職所得控除額 勤続20年以下の場合・・・40万円 × 勤続年数(ただし最低80万円) 勤続20年超の場合・・・(40万円 × 20年) + (70万円 × 勤続年数 - 20年) [所得税法第30条・第31条、同法施行令第72条] ただし、解約された場合の給付金は一時所得になります。 [所得税法施行令第76条]
遺族一時金	相続税の対象になりますが、受取人が法定相続人の場合、 「500万円 × 法定相続人数」までは非課税となります。 [相続税法第3条・第12条]

通算制度

1 厚生会加入事業所間の転職

当厚生会加入事業所間において転職した場合に、一定の条件のもと前の積立金を合算することができます。

2 中小企業退職金共済制度との通算

中小企業退職金共済制度へ加入している事業所への転職又はその反対に当厚生会へ加入している事業所へ転職した場合、転職前の積立金(退職一時金相当額)を移管し通算して受けることができます。

【個人情報に関するお知らせ】

当会は、法に適したかつ公正な方法によって「個人情報」(加入者の氏名・性別・生年月日等)を取得します。取得した個人情報について当会は、この制度の「引受け・継続・維持管理」および「退職金の支払い」の業務等、制度管理上必要な範囲にのみ利用します。

なお、この制度の運営にあたって、当会は個人情報の取扱いについて生命保険会社等へ委託します。この場合、適切な委託先を選定するとともに、契約により、委託先の義務と責任を明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督します。

委託保険会社および委託割合

住友生命保険相互会社(事務幹事会社) (84%)

明治安田生命保険相互会社 (16%)

本制度の健全な運営を期すために、上記委託会社と新企業年金保険契約を締結し、その運営を委託しております。委託保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれ委託割合による保険契約上の責任を負います。

なお、委託保険会社および委託割合は今後変更することがあります。

(上記の委託保険会社および委託割合は平成31年2月現在のものです。)

この制度についてのお問い合わせ・お申し込み

一般財団法人 東京金属事業厚生会

〒101-8571 東京都千代田区岩本町1-11-11 東京金属事業健保会館1階

TEL 03-5829-4950 FAX 03-5829-6872